

栃木県医療機関・薬局等感染症拡大防止等支援事業（医療分）に関するQ&A

令和2(2020)年8月6日 医療政策課

項番	照会事項・要望事項	回答
対象施設に関すること		
1	どのような施設が補助対象となるのですか？	新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う病院（医科、歯科）、有床診療所（医科、歯科）、無床診療所（医科、歯科）、薬局、訪問看護ステーション、助産所が対象となります。 ただし、保健医療機関でない病院や診療所、保健薬局でない薬局、指定訪問看護事業者でない訪問看護ステーションは対象外です。
2	補助事業者はいつ時点で開設している医療機関等になるのか。	申請時に保険医療機関であることが必要となります。
3	新型コロナウイルス感染症の患者の受け入れ対応等をしていなくても対象となるのですか？	対象となります。
4	訪問看護ステーションは指定訪問事業者に限るとされているが、みなし指定の訪問看護ステーションも補助対象事業者に入ると理解してよろしいでしょうか。その場合の指定時点は保険医療機関と同様でよろしいでしょうか。	みなし指定の訪問看護ステーションも対象となります。 申請時に指定訪問看護事業者であることが必要です。
5	同一建屋内に、医科診療所及び歯科診療所があり、どちらもそれぞれ保険医療機関として届出がなされている場合は、それぞれの診療所においても支援金の申請が可能と考えていいのか。	医科診療所と歯科診療所それぞれ申請可能です。
6	助産所について、分娩の実施の有無を問わず対象となるのか。	分娩の実施の有無は要件にはございません。
7	訪問看護ステーションの感染拡大防止の取組について、当該緊急包括支援事業の医療分と介護分に複数の支援事業があるが、いずれかを選択して適用するのか？ 複数の支援事業を同時に適用することが可能なのか？ ※医療分（医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業）の上限額 700,000円 ※介護分（介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業）の基準単価 518,000円 ※介護分（介護サービス再開に向けた支援事業）の基準単価 200,000円	複数の事業を行っている場合は、いずれも対象となりえるが、それぞれの事業の内容の切り分けを行っていただく必要があります。
8	休止している医療機関も対象となるのですか？	休止している医療機関は 対象外 です。 休止届を提出していても、実態として1日も保険医療機関として運営しないことが明らかであり、本事業の目的に反する場合は対象となりません。
9	年度途中で開設者に変更（個人⇄法人）があった場合、それぞれ補助対象になるのですか？	実質的に同一の施設である場合は、本事業の目的から、原則として1回限りの申請となります。支援金を受けるために廃業・開局を行い本事業の目的に反する場合は不交付とします。
10	すでに廃止している医療機関でも、令和2年4月からの感染防止にかかった経費が証明できれば対象となるのか？	申請時に廃止している場合は、 対象となりません 。

栃木県医療機関・薬局等感染症拡大防止等支援事業（医療分）に関するQ&A

令和2（2020）年8月6日 医療政策課

項番	照会事項・要望事項	回答
対象経費に関すること		
11	いつからいつまでの費用が対象となるのですか？	<ul style="list-style-type: none"> 令和2（2020）年4月1日から令和3（2021）年3月31日までにかかる経費が対象となります。 申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、概算で申請することができます。概算申請の場合は、事後に実績報告が必要となるため、領収書等の証拠書類を保管しておいてください。
12	どのような経費が対象となるのですか？	<p>以下の費用について、幅広く対象となります。（従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費及び工事費は対象外）</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染拡大防止に要する費用 院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用 経費の例（※あくまで例示であり、これに限られるものではありません。） 清掃委託、洗濯委託、検査委託、寝具リース、感染性廃棄物処理、感染防止のための個人防護具等の確保、情報通信機器を用いた診療体制等の確保 等
13	<p>支援金支給事業について、どのような経費（医療機関用）が補助対象となるのか具体的にご教示ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> HEPAフィルターがない空気清浄機（工事費用、設置費用を含む） 換気扇、網戸 換気扇、網戸の修理 etc 情報通信機器を用いた診療体制等の確保等の対象 オンライン診療用機器一式（初期導入費、ランニングコスト） 抗菌キーボード、抗菌マウス 	<p>本事業は、感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等で感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となります。ご提示のものも基本的に対象となり得るものと考えられます。</p>
14	対象科目で分けた場合、補助対象経費にはどのようなものがあげられるのでしょうか。	<p>あくまで例であり、感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く補助の対象となります。</p> <p>ただし、「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」及び「工事費」は対象外です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 賃金・報酬：感染防止対策を実施する者を新規に雇用した際の賃金等 謝金：感染拡大防止の勉強会を実施するための講師謝金等 会議費：感染拡大防止の勉強会のための会場費等 旅費：感染拡大防止研修のための医師派遣に係る旅費等 需用費：消耗品（マスクや消毒用アルコール等）費等 役務費：職員の感染に係る保険料等 委託料：施設内の清掃委託、洗濯委託、消毒委託、検査委託、感染症廃棄物処理委託、レイアウト変更のための委託費用等 使用料及び賃借料：寝具リース等 備品購入費：HEPAフィルター付き空気清浄機の購入費等 <p>※例示であり、これに限られるものではありません。</p>
15	院内等で感染拡大を防ぐ取組であれば、直接患者に関係しない防止策も事業対象になるという考えでよいか。例えば、患者と職員出入口を分けるための工事費用、患者とのオンライン面会に係る情報通信機器の購入費用など。	<p>対象となると考えて結構ですが、「工事費」として計上する大がかりな工事は対象外です。軽微な工事であれば、「修繕費」として対象経費となります。</p>

栃木県医療機関・薬局等感染症拡大防止等支援事業（医療分）に関するQ&A

令和2(2020)年8月6日 医療政策課

項番	照会事項・要望事項	回答
16	「軽微な工事」とはどのようなイメージか。また、「軽微な工事」以外の工事は認められないという理解か。	例えば、ゾーニングのための仕切りの設置など、短期間で終了するものは対象となり得ますが、複数年度に跨がる工事は対象外になります。また、軽微な工事以外は対象経費となりません。
17	具体的に対象となる経費を例示してくれませんか？	具体的な例示が困難であることを御理解ください。感染症防止対策や薬局等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用であることが説明できれば、原則として対象となります。
18	支援対象経費のリース費用は、R3.3月末までの月割り費用が対象か。それとも全リース期間が対象となるのか。	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの費用が対象となります。
手続きに関すること（申請・実績報告）		
19	申請先はどこですか？	概算で申請する場合（原則）は、栃木県国民健康保険団体連合会（国保連合会）に、精算で申請する場合は、県（医療政策課：薬局以外分、薬務課：薬局分）に申請していただくことになります。
20	申請はいつまでになるのですか？	最終受付締切は、令和3年2月末としています。 なるべく令和2年12月末までに概算交付申請をしていただくことをお勧めしています。
21	申請の方法はどうするのですか？	（概算で申請する場合） 原則として、国保連合会の①「オンライン請求システム」（診療報酬請求事務で使用するシステム）または国保連合会の②「WEB申請受付システム」により行ってください。 なお、インターネット環境にない施設においては、③「電子媒体（CD-R等）」にて国保連合会に申請書等を提出していただくことも可能です。 電子媒体での申請も困難な場合は④「紙媒体」で国保連合会に申請書等を提出することも可能です。 申請書は栃木県専用の様式を使用していただくため、栃木県ホームページ上から取得していただくようお願いします。 （精算で申請する場合） 栃木県ホームページ上から、申請書を取得していただき、郵送により栃木県保健福祉部医療政策課宛て（薬局以外）または栃木県保健福祉部薬務課宛て（薬局分）送付してください。
22	支援金はいつごろ交付されますか？	概算交付申請の場合、最速で、申請書等の受付の翌月下旬（翌月27日頃）に交付となる予定です。 精算交付申請の場合は、県への書類の提出状況にもよりますが、概算交付申請よりも遅くなるのが想定されますので、早く交付が可能な概算交付申請をしていただくことをお勧めしています。
23	対象期間中であれば、複数回の申請が可能ですか？	申請は1施設で1回のみです。 ですので、申請以降に費用の発生が見込まれることも考慮し、概算で申請することをお勧めしています。
24	概算申請額が足りなくなった場合は、追加で申請できますか？	できません。申請は1回限りですので、対象となる可能性がある経費はもれなく計上していただきますようお願いいたします。
25	概算額で申請する場合、領収書等は必要ですか？	概算額で申請をする場合は、その時点で見積書・領収書等の証拠書類は提出する必要はありません。ただし、実績報告時に提出していただきますので、保管しておいてください。

栃木県医療機関・薬局等感染症拡大防止等支援事業（医療分）に関するQ&A

令和2（2020）年8月6日 医療政策課

項番	照会事項・要望事項	回答
26	すでに上限額以上の費用を支出しているのですが、精算払いで申請しなければならないのですか？	概算で申請することができます。精算払いに比べて、早く振込が可能な 概算交付申請 をしていただくことをお薦めしています。
27	概算額で申請した場合、実績報告ではどういったことをすればよいでしょうか。	実績確認が必要となるため、領収書等の証拠書類を保管しておいてください。なお、実績報告において対象とならない経費が含まれていた場合など、概算で交付した補助金額が交付すべき確定額を上回る時は、その上回る額を返還していただくこととなります。
28	「領収書等の証拠書類」の「等」は、具体的にどのような書類になりますか？	領収書のほか、納品書、請求書、明細書など、対象期間中に要した費用であり、対象経費がわかるものであれば、証拠書類となり得ます。
29	領収書は、原本を提出しなければならないのか？	原本でなくても差し支えありません。
30	支援金により整備した設備について、新型コロナウイルス感染症の終息後、廃棄する場合、財産処分の手続きが必要になるのですか。	支援金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し又は廃棄する場合は、知事の承認が必要となる場合があります。ただし、新型コロナウイルス感染症対策として緊急的・一時的に整備が必要であり、元々、新型コロナウイルス感染症の終息後に廃棄することが予定されている場合は、交付の目的に反しているわけではないので、知事の承認を受けずに廃棄することが可能です。

※特に手続きに関する詳細は、マニュアルを御参照ください。